

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	54
契約番号	6農振財契第935号
件名	植物移設用仮設温室の購入
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎
概要	植物移設用仮設温室 1式 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和7年3月14日(金)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年12月9日(月) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和6年11月13日(水)午前10時から令和6年11月20日(水)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 研究企画室 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-5216

仕 様 書

- 1 件 名 植物移設用仮設温室の購入
- 2 納入場所 東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団
立川庁舎（指定場所：別紙 1（地図））
- 3 納入期限 令和 7 年 3 月 14 日
- 4 品名・数量 植物移設用仮設温室 一式
栽培用パイプハウス（7.2m×18.0m×3 棟） ヒートポンプエアコン 2 基/棟
- 5 規 格
別添仕様詳細のとおり
- 6 支払方法
納品検査完了後、請求書を受領した日から 30 日以内に一括で支払う。
- 7 暴力団等排除に関する特約事項については、別で定めるところによる。
- 8 環境により良い自動車利用について
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 9 東京都グリーン購入推進方針について
本契約の履行において物品等の調達に当たっては、東京都グリーン購入推進方針（別紙 2）の事項に配慮すること。
- 10 その他
(1) 組立て、設置、納品指導、運搬費用等は契約額に含めること。
(2) 納品は、事前に担当職員と協議の上で行うこと。
(3) 納入作業可能時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。
(4) 作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、提出すること。

- (5) 作業前に温室及び付帯設備の図面を提出し発注者の承認を受けること。
- (6) 温室及び付帯施設について、無償保証期間は、納品検査完了の翌日から1年間とする。ただし、製造業者において1年以上の保証期間を設けている場合にはその期間による。その場合には、両者を区別し、それぞれの保証期間と対応連絡先を明記したものを提出すること。
- (7) 納入場所以外の施設に立ち入らないこと。
- (8) 作業中は、業務遂行に当たり適切な安全対策を行い、第三者災害に十分注意すること。
- (9) 作業機械等の置き場については発注者と事前に協議の上決定すること。
- (10) 受注者は、必要に応じ搬入及び搬出時の養生を行い、作業終了後にはその撤去を行うこと。
- (11) 梱包資材や現場で発生したゴミ等は、受注者が持ち帰ること。
- (12) 受注者は、建造物等に損傷を与えた場合は、その責に任ずるものとし、自らの負担により、速やかに原状復旧すること。
- (13) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。契約の解除及び契約満了後においても同様とする。
- (14) 受注者は入札書類とは別に仕様詳細の各品目の項目に準ずる内訳の明細及び構造計算書を発注者へ提出すること。
- (15) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定する。

11 連絡先

〒190-0013 東京都立川市富士見町3丁目8番1号

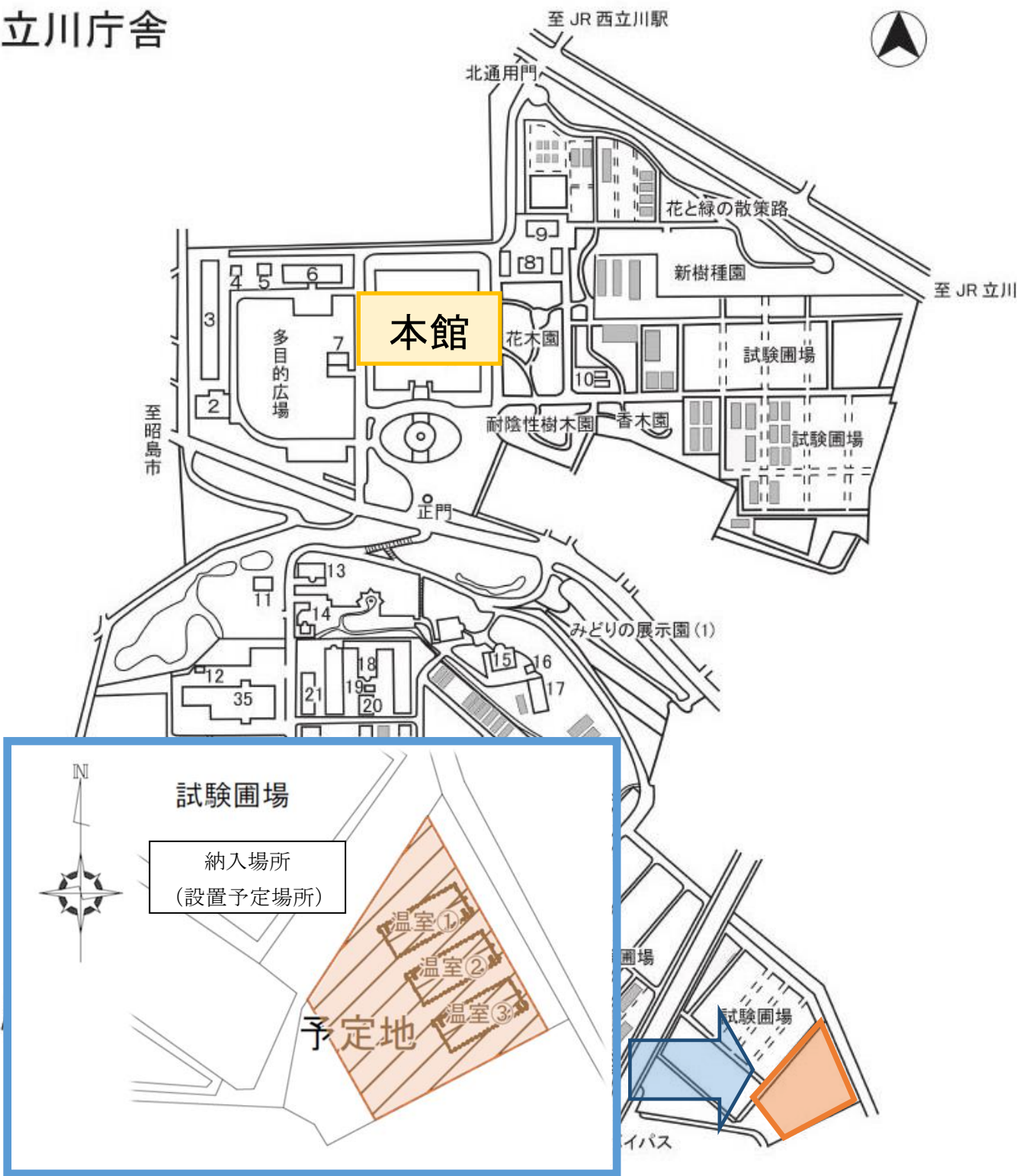
公益財団法人東京都農林水産振興財団 農林総合研究センター

研究企画室 TEL 042-528-5216

東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎

植物移設用仮設温室（3 棟）の設置場所

立川庁舎



東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

仕様詳細

種類	作業項目	仕様	備考
1.ハウス本体	基本仕様	・ 間口7.2m × 奥行18.0mの単棟を 3 棟設置すること。 ・ 軒高は2.5mの高さとする。 ・ 地中押込式パイプハウスとすること。	・ （一社）日本施設園芸協会の「園芸用施設設計施工標準仕様書」及び「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」に基づいた構造検討及び施工を行うこと。 ・ ハウスを設置する敷地面積は約1,700㎡
2.被覆資材		・ 天井・妻面・側面に農業用ポリオレフィン0.15mm厚を設置すること。	
3.主要骨材		・ Φ48.6の柱パイプを用いたハウスとし、アーチパイプ、母屋パイプ等は耐風・耐雪などに問題ないものを使用すること。 ・ 構造計算書を提出すること。	
4.建具	出入口	・ 各棟妻面に2面（計 6 面）引分けスライド式の扉を設置すること。	
	天窓	・ 自動開閉装置を3棟に各2台（計6台）設置すること。 ・ 防虫網（目合1mm）を設置すること。	
5.複合環境制御装置		・ 双方向通信機能を持ち、インターネット回線を用いて遠隔から情報収集及び操作ができること。 ・ 日本語に対応していること。 ・ 環境制御のプログラムが組めるシステムであること。 ・ 天窓自動開閉1系統、側面自動巻上1系統、妻面換気1系統、遮光設備1系統、カーテン1系統、暖房設備1系統の制御ができること。 ・ 各棟1台（計 3 台）取り付けること。	
6.灌水設備		・ 不凍タイプの水栓柱を各棟 4 基（計12基）設置すること。	
7.遮光設備	自動巻上	・ 遮光用自動巻上機を各棟屋根に2台（計 6 台）設置すること。	
8.換気設備	側面換気	・ 自動巻上げ機（2段巻上）を各棟4台（計12台）取り付けること。 ・ 防虫網（目合1mm）を設置すること。	
	換気扇	・ ハウスには、北側妻面に電動シャッター、南側妻面に風圧シャッター内蔵型換気扇（最大風力350m3/min以上）を各棟1台ずつ（計 3 台）取り付けること。 ・ 必要な電源を確保すること。	
9.暖房設備	ヒートポンプ	3 相200V 8 馬力 を各棟2台（計6台）設置すること。	
10.カーテン		・ ハウス内に、カーテン（保温用）を取り付けること。 ・ 自動開閉機を各棟2台（計6台）取り付けること。	
11.その他	電気	・ 電気引込位置より各棟へ引き込むこと。 ・ ハウス外に地下埋設する電線は、地上部を軽車両が通っても破損しない深さ（60cm以上）に埋設すること。 ・ 発注者立合いのもと、各設備の動作確認を行うこと。	
	水道	・ 井水引込位置から地下埋設により各棟へ引き込むこと。 ・ ハウス外に地下埋設した管は、地上部を軽車両が通っても破損しない深さ（60cm以上）に埋設すること。 ・ 発注者立合いのもと、各設備の動作確認を行うこと。	
12.その他注意事項		・ 当仕様書に明記していない事項については、別途協議を行うこと。	